

## 協定項目 7号 資料

### 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

#### 1. 協議項目の要旨・留意点

農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いについて検討する。  
農業委員会委員の報酬額等については、特別職の身分の取扱いにより、別途協議する。  
関連資料については、別紙のとおり。

#### 2. 提案の理由

島嶼部を抱えているという特異性により、1つの農業委員会では総会、現地調査等困難をきたすことが予想される。また、4村区域単独では選挙区設置も不可能であり委員不在となる恐れがあるため、2つの農業委員会を設置する内容で提案する。

農業委員の失職や農業委員会の設置されない空白期間の発生により、総会や現地調査もできないことにより許認可事務等について、住民サービスの低下を招くため、合併特例法を適用する内容で提案する。

#### 3. 協定（協議）先進事例

##### 兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。

##### 東京都西東京市（平成13年1月21日 新設合併）

農業委員会委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、2市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

##### 埼玉県さいたま市（平成13年5月1日 新設合併）

3市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

##### 岐阜県郡上郡町村合併協議会（平成16年3月1日目標 新設合併）

- (1) 新市に八幡町・美並村・明宝村・和良村の区域、大和町・白鳥町・高鷲村を区域とした2つの農業委員会を置く。
- (2) 7町村の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項の規定を適用し、合併後1年間従前の委員が引き続き新市の農業委員会委員として在任する。

#### 4. 参考法令等（条文等抜粋）

##### 1. 農業委員会の数

###### 農業委員会等に関する法律

（設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。

###### 農業委員会等に関する法律施行令

（2以上の農業委員会を置くことができる市町村）

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が24,000ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7,000ヘクタールを超える市町村とする。

##### 2. 選挙による委員の定数

###### 農業委員会等に関する法律

（選挙による委員）

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

###### 農業委員会等に関する法律施行令

（選挙による委員の定数の基準）

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

	区 分	定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が、1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	20人以下
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下

3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下
---	---	-------

### 3. 選挙による委員の任期

#### 農業委員会等に関する法律

##### (委員の任期)

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

#### 市町村の合併の特例に関する法律

##### (農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

- (1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間
  - (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間
- 2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。
  - 3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。
  - 4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

#### 4. 選挙区

##### 農業委員会等に関する法律

###### (選挙の単位)

- 第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。
- 2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。
- 3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。
- 4 第2項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

###### (境界の変更の場合の特例)

- 第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

##### 農業委員会等に関する法律施行令

###### (選挙区の基準)

- 第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。

#### 5. 選任による委員の定数及び任期

##### 農業委員会等に関する法律

###### (選任による委員)

- 第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。
- (1) 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員)各1人
- (2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

###### (委員の任期)

##### 第15条

- 4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日(選挙された委員の全員がすべてなくなつたときは、そのなくなつた日)まで在任

する。

- 5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）でなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

### 新市の農業委員会委員の定数及び任期等の選択肢

農業委員会の区分	旧市町村の農業委員会	特例の有無	委員の区分	選任方法等	定数	任期	根拠法令
新市に1つの農業委員会を置く場合	旧市町村の農業委員会は消滅する。	原則の1	選挙による委員	全員失職する。新市設置の日から50日以内に選挙を行う。 (設置選挙)	政令で定める基準に従って10人から40人までの間で条 例で定める数。	3年(一般選挙の日から起算する)。	農委法第3条第1項(設置)、第7条第1項(定数)、第15条第1項(委員の任期)、農委法施行令第2条の2第1項(選挙による委員の定数の基準)
			選任による委員	全員失職する。合併後速やかに市長が選任する。	農業協同組合、農業共済組合が推薦した理事各1人。議会が推薦した識見を有する者5人以内。	上記の委員の任期満了の日まで。	農委法第12条(定数)、第15条第4項(委員の任期)
		合併特例法の1	選挙による委員	旧市町村の委員が引き続き在任する。 (在任特例)	9市町村の協議により10人から80人の範囲内で定める数。	合併後1年を超えない範囲内で協議により定める期間。	合併特例法第8条第1項、第2項(農業委員会の委員の任期等に関する特例)
			選任による委員(特例なし)	全員失職する。合併後速やかに市長が選任する。	農業協同組合、農業共済組合が推薦した理事各1人。議会が推薦した識見を有する者5人以内。	上記の委員の任期満了の日まで。	農委法第12条(定数)、第15条第4項(委員の任期)
新市の区域を分けて2つ以上の農業委員会を置く場合(市の面積が24,000ha以上、又は農地面積が7,000ha以上である場合)	旧市町村の農業委員会は消滅する。	原則の2	選挙による委員	全員失職する。新市設置の日から50日以内に選挙を行う。 (各委員会ごとに設置選挙)	政令で定める基準に従って10人から40人までの間で条 例で定める数。	3年(一般選挙の日から起算する)。	農委法第3条第2項(設置)、第7条第1項(定数)、第15条第1項(委員の任期)、農委法施行令第2条の2第1項(選挙による委員の定数の基準)
			選任による委員	全員失職する。合併後速やかに市長が選任する。	農業協同組合、農業共済組合が推薦した理事各1人。議会が推薦した識見を有する者5人以内。	上記の委員の任期満了の日まで。	農委法第12条(定数)、第15条第4項(委員の任期)
		合併特例法の2	選挙による委員	旧市町村の委員が引き続き在任する。 (各委員会ごとに在任特例)	9市町村の協議により10人から80人の範囲内で定める数。	合併後1年を超えない範囲内で協議により定める期間。	合併特例法第8条第1項、第3項(農業委員会の委員の任期等に関する特例)
			選任による委員(特例なし)	全員失職する。合併後速やかに市長が選任する。	農業協同組合、農業共済組合が推薦した理事各1人。議会が推薦した識見を有する者5人以内。	上記の委員の任期満了の日まで。	農委法第12条(定数)、第15条第4項(委員の任期)
旧市町村の区域で8つの農業委員会を置く場合(市の面積が24,000ha以上、又は農地面積が7,000ha以上である場合)	旧市町村の農業委員会はそのまま存続する。	農委法の1	選挙による委員	旧市町村の委員が引き続き在任する。	従来の定数。	従来の任期。	農委法第34条第1項(境界の変更の場合の特例)
			選任による委員	旧市町村の委員が引き続き在任する。	従来の定数。	従来の任期。	農委法第34条第1項(境界の変更の場合の特例)

法令名 農委法:農業委員会等に関する法律、農委法施行令:農業委員会等に関する法律施行令、合併特例法:市町村の合併の特例に関する法律

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	【農業委員会の数・選挙による委員の定数及び任期】	産業経済部会 農業委員会分科会
調整方針(案)	1. 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。 (1) 新市に川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町の1市4町の区域、里村・上甌村・下甌村・鹿島村の4村を区域とする2つの農業委員会を置く。 (2) 新市の農業委員会の選挙による委員の定数については、1市4町の区域は38人、4村の区域は10人とする。ただし、合併時に農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項の規定を適用し、平成17年4月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 (3) 選挙区設置等については、新市に移行後、速やかに協議する。		

1. 農業委員会の数

・現在の区域面積及び農地面積

区分	1市4町						4村					総合計	備考
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	計	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	計		
区域面積 (ha)	26,544	6,418	7,238	8,015	8,256	56,471	1,731	3,511	5,762	868	11,872	68,343	平成13年10月1日現在
農地面積 (ha)	2,360	827	726	583	796	5,292	96	83	130	20	329	5,621	2000年農林業センサスに基づいた14年度調査による

2. 選挙による委員数

現在の選挙による委員数

区分	1市4町						4村					総合計
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	計	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	計	
公選委員数(人)	20 (20)	10 (10)	9 (10)	10 (10)	10 (10)	59 (60)	8 (10)	10 (10)	10 (10)	-	28 (30)	87 (90)

平成14年4月1日現在 ( )は定数

3. 選挙による委員の任期

区分	1市4町					4村			
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
任期	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	平成15年7月20日 ~ 平成18年7月19日	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	-

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	[選挙区・選任による委員の定数及び任期]	産業経済部会 農業委員会分科会
調整方針(案)			

4. 選挙区

区 分	1市4町						4村				総合計	備 考	
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	計	里村	上甑村	下甑村	鹿島村			計
農地面積 ( ha )	2,360	827	726	583	796	5,292	96	83	130	20	329	5,621	2000年農業センサスを 基にした14年度調査によ る
基準農業者数 ( 人 )	4,373	1,558	1,219	982	899	9,031	77	35	343	0	455	9,486	平成15年4月1日現在
選挙区の設定	可	可	可	可	可	可	不可	不可	不可	不可	不可	-	

5. 選任による委員の定数及び任期

現在の選任委員の定数

区 分	1市4町						4村				総合計		
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	計	里村	上甑村	下甑村	鹿島村		計	
選任委員	農業協同組合	1	1	1	1	1	5	0	1	0	-	1	6
	農業共済組合	1	1	1	1	1	5	0	0	0	-	0	5
	議 会	3	2	3	2	4	14	1	1	1	-	3	17
	合 計	5	4	5	4	6	24	1	2	1	-	4	28

1市4町の区域は、さつま川内農業協同組合・さつま農業協同組合及び北薩農業共済組合。4村の区域は、さつま川内農業協同組合及び北薩農業共済組合。 [平成15年4月1日現在]

現在の選任委員の任期

農業委員会等に関する法律第15条第4項により、選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日(選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日)まで在任する。



川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い					【農業委員会の運営】	産業経済部会 農業委員会分科会
調整方針(案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会の運営については、合併時までに、具体的な調整を行うこととする。</li> <li>・諸証明手数料については、合併時までに、新たに制度等を制定する。</li> </ul>						
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町		
農業委員会総会の開催	・開催日 毎月下旬 28日基準 年12回 午前10時開催	・開催日 毎月25日基準 年12回 午前9時30分開催。	・開催日 毎月28日基準 年12回 午前9時30分開催	・開催日 毎月下旬24日基準 年12回 午後1時30分開催	・開催日 毎月20日前後 年12回 午前10時開催		
運営委員会の開催	必要により随時 平成13年度 3回開催						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会 農地転用等許認可協議等、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定・移転、農地法3・4・5条に基づく許認可、農業振興地域整備計画の変更協議等々、農政に関する事。</li> <li>・議案書作成及び委員会開催通知・告示。</li> <li>・会議録の縦覧・告示。</li> <li>・総会議事録の作成。</li> <li>・農用地利用集積計画の告示及び通知。</li> <li>・その他の法令に基づく業務。</li> </ul>						
農業委員会費交付金	・農業委員会費交付金 平成13年度 9,384千円	・農業委員会費交付金 平成13年度 3,637千円	・農業委員会費交付金 平成13年度 3,209千円	・農業委員会費交付金 平成13年度 3,128千円	・農業委員会費交付金 平成13年度 3,531千円		
農業委員会研修	・視察研修 3年に2回(九州外研修と九州内研修を1回づつ実施)	・視察研修 改選の翌年に県外視察実施	・視察研修 3年に1回 九州外研修、3年に1回 県外研修	・視察研修 1年目 県内(1泊2日)、2年目 九州内(1泊2日)、3年目 九州外(2泊3日)	・県外研修 任期中1回(町補助金) ・自主研修 任期中1回(自費)		
事務局体制	・事務局長 1名、補佐(係長兼務)1名 係長1名、主査 2名、主事 2名、計 7名	・事務局長 1名、農地係長 1名、主事 1名、計 3名	・事務局長 1名、係長 1名、臨時職員 1名、計 3名	・事務局長 1名、主事 1名、筆耕 1名、計 3名	・事務局長 1名、係長 1名、臨時 1名、計 3名		
諸証明手数料	なし						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点		
農業委員会の開催	・開催日 年6回開催 開催月の25日前後 午前10時開催	・開催日 年10回開催(月下旬) 午前9時開催	・開催日 毎月総会を開催(21日前後)	該当なし	・合併による広域化に伴う農地・農政部会の設置が必要になるのではないか。 ・定例総会の開催をどのようにするのか。(開催場所・時間等の問題)		
運営委員会の開催							
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会 農地転用等許認可協議等、農業経営基盤強化促進法に基づく(利用権設定・移転、農地法3・4・5条に基づく許認可、農業振興地域整備計画の変更協議等々、農政に関する事。</li> <li>・議案書作成及び委員会開催通知・告示。</li> <li>・会議録の縦覧・告示。</li> <li>・総会議事録の作成。</li> <li>・農用地利用集積計画の告示及び通知。</li> <li>・その他の法令に基づく業務。</li> </ul>						
農業委員会費交付金	・農業委員会費交付金 平成13年度 1,487千円	・農業委員会費交付金 平成13年度 1,439千円	・農業委員会費交付金 平成13年度 1,508千円		・1つの農業委員会を設置するとなった場合に甌島の委員の参加をどうするのか。 ・農地関係に係る諸手数料(買受適格証明・農地転用受理証明・転用事実証明・耕作証明・非農地証明等)は、現在、下甌のみ非農地証明について徴収しているが他市町村が実施していないため、他手数料との不公平感を与えないために新市での制度制定が必要である。		
農業委員会研修	・視察研修 年1回県内研修	・視察研修 年に1回県内の先進地を視察実施					
事務局体制	・事務局長(経済課長兼務) 1名、書記(産業振興係長) 1名、計 2名	・事務局長(産業振興課長兼務) 1名、書記(産業振興課主幹兼務) 1名、計 2名	・事務局長(経済課長兼務) 1名、書記(農政係長兼務) 1名、計 2名				
諸証明手数料	なし						
			非農地証明 200円				